

農業者・農業法人 労務管理のポイント

これまでの農業は家族経営が主流でしたが、家族以外の労働者を雇用する経営が増えています。長く働いてもらうためにも労働者の労務管理について考えてみましょう。

○労働契約について

使用者は労働者に対して、重要な労働条件を原則として書面で示して労働契約を結ぶ必要があります。

《 明示しなければならない事項 》

労働契約の期間に関する事、仕事をする場所、仕事の内容、仕事の時間、休日に関する賃金の支払い、退職に関する事など。

○安全衛生教育

農業には、農業機械や農薬を使用するなど、危険を伴う作業があります。

使用者はその業務に関する安全または衛生のための教育を行わなければなりません。

- ・機械・原材料等の危険性・有害性及び取扱い方法
- ・作業手順、作業開始時の点検、整理整頓及び清潔の保持

○就業規則とは

労働条件の他、職場内の規則などについて労働者の意見を聞いた上で使用者が作成するルール（常時10人以上雇用される職場は作成が義務付けられていますが、10人未満であっても作成することが望ましい。）

○労働条件に関する基準

労働基準法では、労働時間、休日、賃金のなどの労働条件について、最低限守らなければならない基準を定めています。

※農業に関しては、労働時間、休憩、休日の規定が適用除外となっていますが優秀な人材を確保するためにも働きやすい環境を整えるよう努力することが大切。

整備が義務付けられている重要書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など）

秋田県では令和元年10月3日より最低賃金が1時間当たり790円となりました。

労働環境の整備とあわせて、雇用者への作業内容・手順の明確化、作業計画の作成、資材在庫の適正化などにより生産性向上につながると考えます。

